

# 健康経営の普及に向けた取り組み

# 健康経営とは

- 「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進が将来的に収益性を高める投資であるとの考えのもと、従業員の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。
- 企業が従業員の健康管理を経営的な視点でとらえ、戦略的に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化をもたらし、結果的に業績向上などにつながると期待される。また、国民のQOL(生活の質)の向上や国民医療費の適正化など、社会課題の解決の貢献するものであると考えられる。

# 「健康経営」の導入によるメリット

## 「健康経営」の導入によるメリット

### イメージアップ

- ・企業ブランド価値の向上
- ・企業イメージの向上(対内・対外)

### 生産性の向上

- ・従業員のモチベーションアップ
- ・欠勤率の低下
- ・業務効率の向上

### リスクマネジメント

- ・事故・不祥事の予防
- ・労災発生の予防

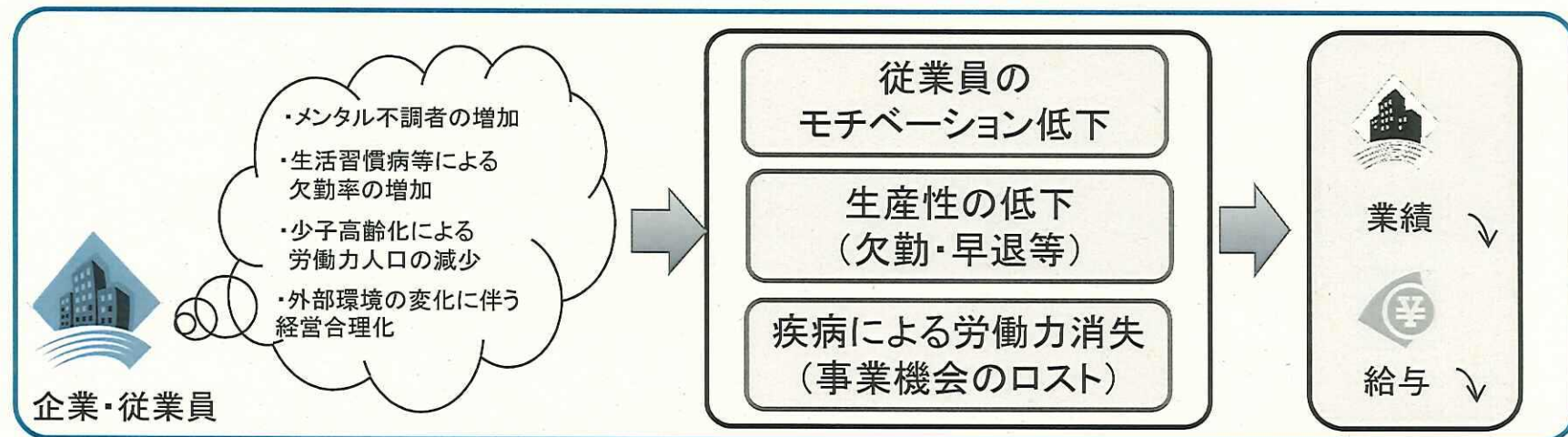
### 健康増進

- ・従業員の健康増進
- ・従業員のQOLの向上

長期的な企業収益の改善や個人収入の増加が期待できる



## ～事業所の従業員の健康にかかる課題を放置した場合～



# 「日本健康会議」の発足

■経済団体・保険者・自治体・医療保険団体等の民間組織が連携、厚生労働省・経済産業省の協力のもと、国民の健康寿命の延伸と医療費適正化に取り組む「日本健康会議」が平成27年7月10日に発足しました。

■具体的な活動指針として、「健康なまち・職場づくり宣言2020」が発表され、具体的な数値で達成目標が設定された8つの宣言を2020年度までに実現することを目指します。

## 日本健康会議 実行委員

一般社団法人日本経済団体連合会 会長：榊原定征  
 日本商工会議所 会頭：三村明夫  
 公益社団法人経済同友会 代表幹事：小林寛光  
 全国商工会連合会 会長：石澤義文  
 全国中小企業団体中央会 会長：大村功作  
 日本労働組合総連合会 会長：古賀伸明  
 健康保険組合連合会 会長：大塚建毅  
 全国健康保険協会 理事長：小林剛  
 一般社団法人全国国民健康保険組合協会 会長：真野原  
 公益社団法人国民健康保険中央会 会長：岡崎誠也  
 全国複業高齢者医療広域連合協議会 会長：横尾俊彦  
 全国知事会 会長：山田啓二  
 全国市長会 会長：森民夫  
 全国町村会 会長：藤原忠彦  
 公益社団法人日本医師会 会長：横倉義武  
 公益社団法人日本歯科医師会 会長：高木幹正

公益社団法人日本薬剤師会 会長：山本信夫  
 公益社団法人日本看護協会 会長：坂本すが  
 公益社団法人日本栄養士会 会長：小松龍史  
 チーム医療推進協議会 代表：半田一彦  
 住友商事株式会社 相談役：岡素之  
 自治医科大学 学長：永井良三  
 東北大学大学院医学系研究科 教授：辻一郎  
 あいち健康の森健康科学総合センター センター長：津下一代  
 広島大学大学院医歯薬保健学研究科 教授：轟山英知子  
 千葉大学予防医学センター 教授：近藤克則  
 京都大学産科看護学本部 専攻教授：宮田俊男  
 一般社団法人日本糖尿病学会 理事長：門脇孝  
 東京都荒川区 区長：西川太一郎  
 株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問：老川祥一  
 株式会社テレビ東京 相談役：島田昌幸  
 一般社団法人共同通信社 社長：福山正喜  
 (2015年7月10日現在)



## 健康なまち・職場づくり宣言2020

- 宣言1** 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
- 宣言2** かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進協議会等の活用を図る。
- 宣言3** 予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職場が連携した予防に関する活動を実施する。
- 宣言4** 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
- 宣言5** 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。
- 宣言6** 加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。
- 宣言7** 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
- 宣言8** 品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用促進など、使用割合を高める取り組みを行う。

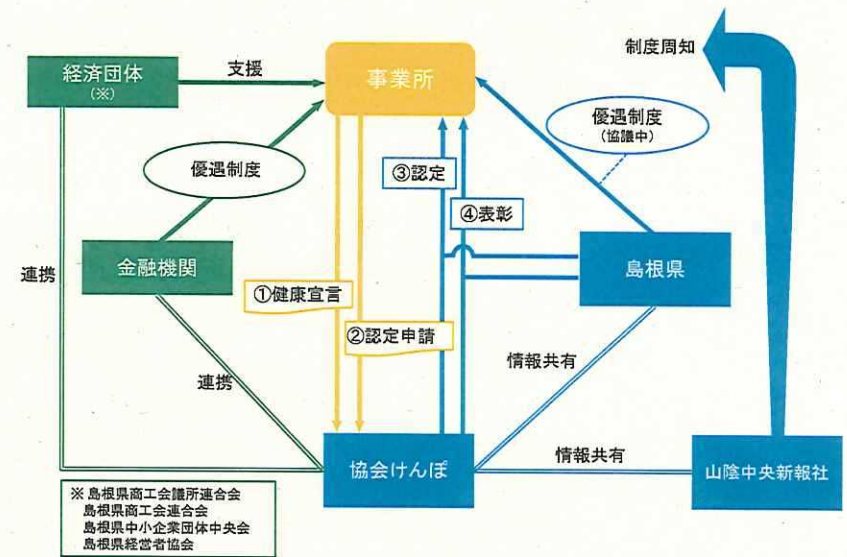
# ヘルス・マネジメント認定制度

# 1. 制度概要

- (1) 本制度は、「健康経営<sup>(注)</sup>」の普及・促進を目的として、全国健康保険協会島根支部(以下「協会けんぽ」という)、島根県及び山陰中央新報社の3社共同事業の一環として、また県内の各種経済団体、金融機関等と連携して実施する事業です。
- (2) 協会けんぽ加入事業所が、従業員の健康づくりへの支援等を継続的かつ積極的に取り組む旨の健康宣言を行い、認定手続きを経て認定事業所となった場合、認定証の交付及び表彰状を贈呈します。
- (3) 認定事業所は、各種優遇制度を活用できます。

(注)「NPO法人健康経営研究会」の登録商標

# 2. スキーム図



# 3. 健康宣言から認定・表彰までのフロー

事業所

① 現状のチェック

・自社従業員の健康管理体制等の現状を把握します。

② 健康宣言にエントリー

・自社で健康づくりに取り組むことを決定します。  
(協会けんぽにはFAXで申し出る)

**【健康宣言申し出書】**

提出先: 協会けんぽ島根支部 FAX: 0852-59-5554

健康宣言エントリーシート(応募用紙)

宣言して取り組みます

○ 当社は、従業員一人ひとりが、心身ともに健康で働き続けることができる会社を目指します。

○ 具体的には、以下の項目について更に取り組みを進め「ヘルス・マネジメント認定」を目指します。

- ① 健診・重症化防止
- ② 健康管理・安全衛生
- ③ 喫煙対策
- ④ メンタルヘルス対策

事業所名	
健康診断の回数	
禁煙対策実施率	
健診受診率	
メールアドレス	

事業所

③ 健康づくりをスタート

・健康宣言にエントリーすると協会けんぽから「健康事業所宣言の証」及び「ヘルス・マネジメントカルテ」(調製中)が送られてきます。

④ 取組状況のチェック、認定申請

・健康宣言チェックシートによって取組内容をチェックし、認定基準をクリアすると見込まれる場合、「認定申請書」を協会けんぽに提出します。

**【健康宣言書】**

株式会社〇〇株式会社 様

**健康事業所宣言の証**

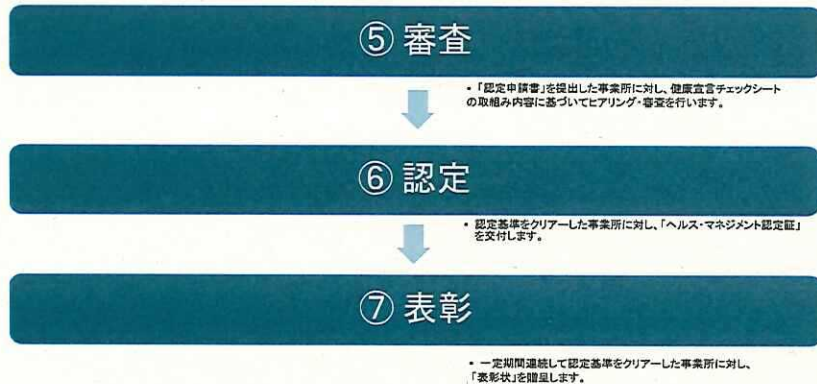
以下のとおり、従業員の健康づくりに取り組むことを宣言されたことを証します。

○ 当社は、従業員一人ひとりが、心身ともに健康で働き続けることができる会社を目指します。

○ 具体的には、以下の項目について更に取り組みを進め「ヘルス・マネジメント認定」を目指します。

- ① 健診・重症化防止
- ② 健康管理・安全衛生
- ③ 喫煙対策
- ④ メンタルヘルス対策

平成 年 月 日  
全国健康保険協会島根支部  
支部長



## 4. 認定手続き

下記「健康宣言チェックシート」に基づく、各評価項目の合計点数が80%以上(以下「認定基準クリア」という)となることが見込まれた場合、認定申請書を提出し、認定審査を受けます。

### 《健康宣言チェックシート》

区分	項番	評価項目	点数 (達成率に応じて算定)		
			85%以上	60~84%	60%未満
健診・重症化防止	①	従業員全員が健診を受けていますか？	20	10	-
	②	40歳以上の健診結果データが、協会けんぽへ提供されていますか？	15	8	-
	③	【協会けんぽから案内が届いたことがない事業所は回答不要】 メタボ・メタボリスク対象者のうち5割以上が特定保健指導(初回面談)を受けていますか？	10	5	-

区分	項番	評価項目	点数	
			はい	いいえ
健診・重症化防止	④	従業員に対し健診の周知を行っていますか？	5	-
	⑤	健診の結果、再検査等が必要な場合、再検査等にむけた配慮がなされていますか？	5	-
健康管理・安全衛生	⑥	協会けんぽから健康保険委員が委嘱されていますか？	5	-
	⑦	職場における健康づくりの推進体制が整備されていますか？	2	-
	⑧	協会けんぽ主催をはじめ各種研修会、健康セミナー等に積極的に参加していますか？	2	-
	⑨	職場の健康対策について、定期的に会議等が開催されていますか？	2	-
	⑩	管理職と従業員および従業員同士のコミュニケーションアップに向けた対策を講じていますか？	2	-

区分	項番	評価項目	点数	
			はい	いいえ
健康管理・安全衛生	⑪	職場内外を問わず、運動を推奨、実践していますか？	2	-
	⑫	職場において報告、連絡、相談できる体制となっていますか？	2	-
	⑬	健康測定器(血圧測定器・体脂肪計等)が設置され、活用されていますか？	2	-
	⑭	リフレッシュタイムが適宜設けられていますか？	2	-
	⑮	ワークライフバランスについて理解され、実践されていますか？ (経営者(担当役員)から、従業員の健康増進、長時間労働対策、休暇取得促進等に関する指示(方針)が示されている等)	2	-
喫煙対策	⑯	受動喫煙防止に向けた対策を講じていますか？	5	-
	⑰	「島根県たばこ対策推進宣言」を島根県に提出していますか？	2	-
	⑱	喫煙の体にも与えるマイナス影響、被害実態等を周知していますか？	2	-

区分	項番	評価項目	点数													
			はい	いいえ												
メンタルヘルス対策	⑮	メンタルヘルスの相談窓口が設置され、従業員へ周知されていますか？	3	-												
	⑯	メンタルヘルス対策に向けて社内外での研修等を活用していますか？	3	-												
	⑰	【従業員数が50人未満の事業所は回答不要】 従業員が安心してストレスチェックを受けられるような社内体制となっていますか？	2	-												
自主的な取組	⑳	従業員に対する企業独自の健康づくりの取組をおこなっていますか。 (自由記載)	5	-												
【認定基準】			合計点数													
<table border="1"> <tr> <td>該当項番 (いずれかに○印)</td> <td>1. 全ての項番に該当する事業所</td> <td>80点以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 項番③・④が回答不要の事業所</td> <td>70点以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 項番③が回答不要の事業所</td> <td>72点以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 項番④が回答不要の事業所</td> <td>78点以上</td> </tr> </table>			該当項番 (いずれかに○印)	1. 全ての項番に該当する事業所	80点以上		2. 項番③・④が回答不要の事業所	70点以上		3. 項番③が回答不要の事業所	72点以上		4. 項番④が回答不要の事業所	78点以上	点	
該当項番 (いずれかに○印)	1. 全ての項番に該当する事業所	80点以上														
	2. 項番③・④が回答不要の事業所	70点以上														
	3. 項番③が回答不要の事業所	72点以上														
	4. 項番④が回答不要の事業所	78点以上														

13

## 5. 認定・表彰

### (1) 認定証の交付

認定審査(ヒアリング含む)の結果、認定基準クリアーが確認された認定事業所に対して、島根県と協会けんぽの連名による「ヘルス・マネジメント認定証」を交付します。

なお、認定を受けた事業所は自動的に島根県の「しまねいきいき健康づくり実践事業所」として登録されます。

しまねいきいき健康づくり実践事業所とは…

【内容】

- ① それぞれの事業所で、従業員の健康管理のために実施する、継続性のある健康づくりの取組を計画する。
- ② 島根県(各保健所)へその取り組み内容を報告する。
- ③ 事業所内の健康づくりの取り組みを推進する。

【届出後】

届出事業所すべてに「届出済証」を交付します。  
届出事業所名等は県ホームページ等に掲載します。

14

### (2) 表彰状の贈呈

認定証交付以降一定期間連続して認定基準をクリアーした事業所に対して、各期間に応じて、表彰状を贈呈します。

- 3年連続認定  
「健康優良事業所 表彰」  
支部長名「表彰状」を交付
- 5年連続認定  
「健康優秀事業所 表彰」  
支部長・島根県担当部長 連名「表彰状」を交付
- 10年連続認定  
「10年連続 健康優秀事業所 表彰」  
支部長・島根県知事 連名「表彰状」を交付

15

## 6. 優遇制度の活用

認定事業所(但し、初回認定後3年目以降は毎年協会けんぽへ報告書が提出され、継続して認定基準をクリアーする事業所に限る)には、下記優遇制度を活用できます。

### ① 金融機関貸出金利等の優遇

県内の提携金融機関から貸出金利等の優遇を受けることができます。

(注)貸出を保証するものではありません(貸出は金融機関の事前審査が必要になります)。

### ② 建設工事の入札参加資格審査における特別加算(島根県と協議中)

16